

学位論文審査報告

内山 昭『大型間接税の経済学』

学位の種類 経済学博士
授与年月日 1987年10月31日

〔論文内容の要旨〕

本書は、第1編「大型間接税＝一般売上税の概念と国際的経験」、第2編「大型間接税の構造と本質」、第3編「日本の大型間接税問題の分析」、全10章からなる「大型間接税＝一般売上税」に関する国際的経験の実証的分析を踏まえた原理的研究およびそのわが国への導入に関する分析の書である。

第1編第1章「大型間接税にかんする諸概念」の課題は、①大型間接税という用語が一般売上税とほぼ同義であること、後者の方がその内容をより適切に表現するものであること、②一般売上税の概念と諸形態、および「控除法による付加価値税」とその三類型を総括し、③一般消費税と一般売上税との相互関連を説明することを課題としている。

第2章「大型間接税の生成と背景」は、①国際的展開を概観し、主要な研究対象が先進工業諸国の大型間接税（付加価値税）であること、および②大型間接税成立の社会的背景および税制上の根拠をしめすことにあてられている。

第3章「大型間接税の形態の発展」においては、Ⅰ．取引高税と単一段階売上税、Ⅱ．付加価値税の歴史的地位、Ⅲ．C-VAT（消費型付加価値税）が新設される場合の独自性、という順序で大型間接税の論理的な形態の進化と歴史的展開との対応関係、そのそれぞれの形態の実施・導入の社会的背景を総括している。以上のように、第1編では、大型間接税の租税体系上の位置とその諸形態の区別と関連、更にそれらの歴史的発展傾向を捉え、C-VATが論理的にも歴史的にも課税形態的には最も発展したものであることを示し、第2編において現代的大型間接税研究の対象としてC-VATを問題とするための枠組みを設定している。

第2編「大型間接税の構造と本質」は本書の中心部分をなす。各章の構成は以下の通り。

第4章「消費者負担論と逆進性問題」：

I. 大型間接税（付加価値税）の三位一体的性格，II. 逆進負担の構造，III. 逆進性の緩和問題，IV. 消費者負担の階級的性格，結語。

第5章「中小事業者の負担問題と特別措置」：

I. 不完全転嫁と中小事業者，II. 個別部門の中小事業者と転嫁問題，III. 税務行政と中小事業者，IV. 中小事業者にたいする特別制度とその評価，結語。

第6章「物価および国民経済への影響」：

I. 二つのケースの区別，II. 物価水準への影響，III. 景気および経済成長への影響，結語。

第7章「大型間接税と地方財政」：

I. 購入者および消費者としての地方自治体，II. 大型間接税の地方配分問題，結語。

第8章「大型間接税の本質と批判的総括」：

I. 大型間接税（付加価値税）の本質と負担帰着論，II. 大型間接税の批判的総括，結語。

以上のように、第2編「大型間接税の構造と本質」は、課税構造論として、著者のいう「三位一体的性格」を明らかにし、「例外規定なしには成立・存続し得ない」というこの税の「生来の本性」「本質的属性」が詳細に分析され、『例外規定の体系』とでも呼べる事態が本質的属性として存在するという、見地を展開している。

第3編「日本の大型間接税問題の分析」は、第9章「大型間接税問題の経験」と第10章「大型間接税問題の批判的分析」とによって構成され、わが国における導入問題の背景、導入の作用、その特別の困難性、更に導入論者の論理の限界の批判によって、著者の現代日本における税制改革構想の基本的特徴を補強するものとなっている。

〔審査報告要旨〕

まず本題に入る前に、テーマの特徴を知るための予備考察として、研究対象にかかわる若干の確認をしておくことが有益であろう。一般売上税・一般消費税・付加価値税等と呼ばれているいわゆる大型間接税は、次のような背景の下に問題となっているということ、すなわち、(1) この税が比較的新しい税であること、その先行形態が第一次大戦中に実施され、その後幾つかの形態変化を遂げ、1960年代になってやっと消費型付加価値税(C-VAT)として定着したこと、(2) わが国にはそれ自体は実施された経験がなく、その先行形態がごく短期間実施されただけであり、そのこととも関わって、この税に関する本格的な研究書はわが国においては極めて僅かであること、歴史的経験や課税実態資料等については外国主としてEC諸国に依拠せざるを得ないこと、(3) 当面の税財政改革・経済政策改革の焦点、政策上の最大の争点の一つとなっているということである。このような「背景・条件」の下で本論文は書かれており、従って理論的関心と政策実践上の関心の両者をベースにして執筆され、かつそうしたものとして読まれることを期待していると言える。

一般に、間接税は、① 課税対象に即して従量税又は従価税の形をとる故に購買者・消費者の収入・所得に対しては逆進性を持つこと、また、② 立法者および課税当局の予定する担税者である最終消費者と直接の納税者とは異なるゆえに、納税者から担税者への租税負担の転嫁が想定されていること、この租税負担の転嫁は、課税対象財貨の価格への上乗せを通じて行われる建前であるが、価格設定は市場の条件によって左右されるために、立法者の想定通りに完全な転嫁が行われる保障はなく、不完全転嫁による事業者の直接負担(すなわち立法者の予定せざる事態、納税義務者たる事業者への直接税課税)と同様の事態が生じ得ること、更に、③ 多かれ少なかれ価格に(相対価格と価格水準との2側面で)影響し、そのことを通じて実質消費・消費需要の水準と構造に影響を及ぼし、総需要の水準と構造の変動による景気へのマイナス作用を持つこと、以上の3点は従来の間接税研究によって租税論上の常識となっている。

しかし、上記の一般的な間接税・消費課税の特徴は、当然のこととして、具

体的な税目によってその作用の程度は異なり、企業・家計・国民経済・国民生活への影響には相当の違いを生じる。更に時代や国によっての差異が発生する。

この審査対象論文で取り上げられている、財貨・サービス一般に原則として同一税率で課税する、課税ベースの広い大型間接税は、個別消費税とは異なって、固有の特殊性を持ち、特徴的な作用をする。そのような大型間接税の生成・発展の経過、租税体系・間接税体系に占める位置、大型間接税の諸形態の相互関係とそれらの形態合理化の発展「法則」、現代的意義、課税構造の特質とその内的相互関連、本質規定、負担帰着仮説、わが国への導入が問題になってきた経過、導入論の論理とその問題点等、を論じているのが審査対象論文である。

I. 本書の大型間接税研究への「新しい貢献」、研究の「独創性」は次の5点にある。即ち、

1 一般売上税にかかわる諸租税形態の区別と関連を明確にし、それら諸形態間の形態合理化としての発展傾向を明らかにしたことである。このことによって、本論文は、大型間接税＝一般売上税を論ずる場合にしばしば生じる間接税関連諸概念の混用・誤用をさけ、正確な概念把握を可能とし、C-VAT分析の新しい視角とそれに基づく課税構造分析をもたらすことができている。即ち、前述のような直接税と間接税との区別の上に、間接税における個別課税から大型課税への展開によって、間接税の属性が大規模に展開されることは自明のことであるが、その際、著者は大型間接税なる概念が無概念的であることを示して、適確な規定としては一般売上税とすべきであることを主張し、一般売上税の諸形態（取引高税、製造業者売上税、卸売売上税、小売売上税、C-VAT）とそれらの発展傾向（取引高税からC-VATへ）を税務行政上の合理化過程としての視点とその社会経済的背景把握の視点との2側面からあつづけている。そして、一般売上税形態の発展の到達点としての付加価値税、特にC-VATが課税形態・税務行政制度としては合理性をもち、一般売上税形態の合理性発展の到達点であることを明らかにしている。このことは、第2編で対象とされる本税の経済的実態の分析結果である、間接生計費（大型間接税の

本質規定)の本質的属性としての「矛盾に満ちた税」という規定との関連に留意するとき極めて意義のある考察である。

2 従来の研究成果の丹念なフォローと自らの独自の分析とによって、大型間接税と称される諸税の基本的特徴、生来の本性を「例外規定なしには成立・存続し得ない、矛盾に満ちた税」として、体系的・構造的に把握する視角(換言すると、例外規定の本質的不可避性を体系的に明らかにする視角)を提示し、それに基づく分析内容を説得的に展開している。そして、それによって個別の諸側面をばらばらに、一面的に論じる方法とそれによる肯定的評価(内在的矛盾性・「三位一体的」性格を無視する評価)や、さらに特定側面のみ分析を論拠にした「大型間接税」批判論の克服に大きく寄与している。この点が本書の最大のメリットであり、本論文の学問的貢献の中心点をなしている。このことは次の3点の確認で明らかになる。

(1) 体系的・構造的把握、内在的矛盾性・「三位一体的」性格とはいかなることかという点

① 大型間接税(付加価値税)の三位一体的性格、「つまり、負担の逆進性、事業者特に中小事業者の負担(不完全転嫁)問題、物価への影響の相互関連性」(P.80, L.5)、「これら三者の内的な相互関連性を大型間接税(付加価値税)の三位一体的性格と呼ぶ」と著者は捉らえている。これら三者は、大型間接税の生来の特徴として、相互に内的に関連し相互規定関係にある。

② これらは、それぞれにその原則を貫き得ない例外規定を不可避的に呼び起こさざるを得ない。即ち、大型間接税・C-VATの生来の諸欠陥として、「例外規定なしには成立・存続できない、矛盾に満ちた税制」たらざるをえない。

③ 「重大な諸欠陥を持つ大型間接税は、その創設のさいに税負担の構造や物価などの国民経済に最大の衝撃が生ずる。現在、大型間接税を実施している諸国のほとんどは、3つの時期のいずれかで、それを最初に創設することができたのであるが、このことは世界戦争や大恐慌という「社会的動乱」(……)下で新設に伴なう最大の障害をようやく克服できたことを意味する。逆にいえ

ば、平時におけるその新設はいかに困難であるかということを示唆している。」
(P. 52, L. 16)

④ この例外規定は単に、税務行政上の整合性を阻害し、税制の複雑化をもたらすのみならず、それが現代資本主義の基本構造、現代税制の基礎構造に規定されているゆえに、例外規定による矛盾の緩和措置の実施は不可避であると同時に、例外措置・緩和措置の拡大は大きな制限の下にある。

(2) 従来議論との関連

① 前記のように、元来大型間接税自体の本格的研究が少ないのであるが、その中で、3つの基本的属性（およびそれに関わる例外規定）の相互規定的関係、および現代資本主義・現代税制の基本構造に根ざすという意味での根源性を明確にした論者はいなかった。

② 戦後の付加価値税研究の一つの頂点をきづいた中村英雄「西ドイツ付加価値税の研究」(1973年)の場合には、負担の逆進性問題は極めて低い位置しか与えられず、基本的性格とは位置付けられていない。それは西ドイツを専ら対象にしたこと、ドイツの研究者の研究に専ら依拠するという研究姿勢、従って、一般性のある分析枠組みを明示的に構築しなかった、ということと関連していよう。

③ 批判的な立場をとる論者(税理士等実務家出身の論者の場合が多いが)の場合には、大型間接税の反勤労者的性格側面の個別について、「実務家的直感」に基づく鋭い指摘をしばしば行っているが、現代資本主義・現代税制体系の基本構造に起因する「本質的属性」、その一環としての「例外規定」という論理的・体系的捉らえ方は、総じて欠けている。

④ アメリカ財務省報告(1984)には(不完全)転嫁問題が欠落しており、そのために貴重な問題点指摘(「税制の複雑化」)も、税務行政上、課税制度上の次元でのみとらえられているという限界を持っている。

(3) 「独創性」の理論的意義

課税形態上の合理性の建前の下での、大型間接税の「本質的属性」・「生来の特徴」をトータルに捉らえる視角を提示し、それに基づいて、この「本質的属

性」・「生来の特徴」が、現代資本主義および現代税制の基本構造に基づいている故に、この税の「三位一体性」は例外規定の『相互関連性・三位一体性』でもあることを明解に示すことによって、大型間接税分析と現代資本主義（特殊的には各国資本主義）・現代税制分析との理論的・方法論的な相互関連性を明示したことである。このことは、大型間接税＝一般売上税＝間接生計費税という概念規定・本質規定に凝縮されている。即ち、三位一体的性格の認識の方法的意義は、大型間接税が国民の各層に与える影響の違いや階層間の相反する利害関係全体の分析を可能とすることである。さらに、それは本質論の展開にとっても重要な意味を持つことになる。

3 そうした生来の特徴がこの種の租税の新規の導入に際しての特殊な困難を生じさせること、その困難を克服して税制改正への国民的合意を形成するには、財政政策運営上の固有の困難、税務行政上の背景、さらには納税者・担税者の営業・生活条件に関わる独自の社会的背景、総じて現代資本主義の再生産諸条件の面で、この種の税の導入を可能にする固有の要件が登場しなければならず、1970～80年代の、特にわが国への新規の導入には大きな困難を伴う根拠があることを明らかにした。

(1) 逆進負担構造による大衆重課、不完全転嫁に基づく事業者（特に中小事業者）の直接税的負担の可能性が（新規導入時において）勤労大衆をして導入に同意することを不可能にしていることは、周知のことであるが、その基底には資本主義経済における所得・財産の分配の不平等と大衆の低い担税力水準があり、更に独占段階において生産・流通・サービス等の全経済活動分野において市場支配力・競争条件の企業間・産業間の格差構造があり、それらの格差構造の強化が進展していることが、国民的合意形成が困難であることの1つの重要な基礎であることを明らかにしている。

(2) 更に、現代税制の、特に現代所得課税の特有の構造（とくに資本資産の、資本資産性所得の、税源としての捕捉が不十分であり、税率構造も担税力に見合ったものではなく、他方勤労性所得に対する最低生活費非課税原則は形骸化している等）が、上記の所得・財産の不平等性を強める作用をし、国民の不公

平感を増大させ、大型間接税の「平時」における導入を困難にしていること。

(3) わが国の場合にはこの(1), (2)の2点ともに先進国中際立っており、それだけに一層導入困難な条件をもっていることを示し、それらの構造の一定の是正、構造変革なしには、導入・実施は極めて困難であることを説得的に明らかにしている。

4 各種の大型間接税論の評価の基準を総括的に与えることにより、一般売上税（論）評価の視座・基準を与えることに成功している。

今日、大型間接税導入・実施論は各種の形態で主張されている。しかしこれらの主張の中心になる大型間接税の肯定的評価の主要論点は、本書において取り上げられ、その論拠は基本的に批判されている。その場合の批判の立脚点は基本的に第2項目において取り上げた、課税構造の矛盾を立体的・体系的に把握するという著者の方法論的立場によって可能とされている。

5 以上の議論の基礎に据えられていた現代税制・税制改革に対する（所得課税の公正化を通ずる「現代的公平・公正」の徹底の方向の追及という）筆者の考えは、上記の諸点と一体となって政策実践上の重要な貢献をなし得ている。

著者の現代租税論・現代的税制改革論の基本的論理は、同氏の他の諸論文において詳しく論ぜられているが、本書においても随所に展開されている。本書における大型間接税の体系的批判は、著者の税制改革論の豊富化と説得性の強化をもたらしており、税制改革をめぐる国民的論議に政策実践上の貢献をしていると言える。

Ⅱ. 論文の問題点：「社会の負担」という仮説

1 仮説自体は、未解決な問題に迫ろうとして提起されたもので、その意味で積極的意図の下に出されている。

2 しかし、誤りとは言えないが、著者の意図を論証するだけの説得性には欠けている。

即ち、長期的な負担帰着の問題は財政学・租税論学界においても未だ定説が確定していないが、著者はそれを「生活水準」・「生計費」・「実質賃金水準」をめぐる資本と労働の両階級の交渉力、闘争の力関係に依存するもの（しかも一

且切下げられた生計費の実質水準を長い年月をかけて回復する困難を労働者・一般消費者は強いられると捉らえるが)として、この仮説を提示し、価値法則の貫徹と大型間接税による勤労者の生計費による負担という事態との、価値論と租税論＝国家論を基礎とした統一的把握をするという野心的試みを行っているが、それに充分成功しているとは言えず、今後の課題に残されている。(これは、価値・剰余価値論・再生産論と租税論＝国家論を基礎に現代財政・税制を捉らえようとする者すべてに共通する課題であり、単に、本書の著者のみの課題ではないことを付言しておかねばならない。)

3 「社会の負担」という仮説を論証する際の論じ方に、次の諸問題がある。

(1) 再生産表式を利用して、付加価値税の負担帰着問題を説明しようとしていることは、適切なものではない。

(2) 「虚偽の社会的価値」論によるアナロジーは、適切なものとは言えない。

Ⅲ. 結論

1 本論文は上記(Ⅱ)のような限界を持っているが、本書の成果(前記Ⅰ)に対する評価を左右するものではない。

2 本論文の学問的成果(前記Ⅰ)はそれ自体として研究水準の向上に大きく寄与している。

3 本論文は本学学位規定第5条第2項に基づき博士の学位を授与するに値する。

なお、学力についての試験は、内山氏が本学研究科において所定の単位を修得していること、現在の職場において外国経済書の購読を担当していること、学位請求論文において英・独の2カ国語で書かれた文献を駆使していることから免除することが出来る。

審査委員会

立命館大学経済学部教授(主査)	加藤 睦夫
立命館大学経済学部教授	高内 俊一
立命館大学経済学部教授	坂野 光俊

学位論文審査報告

三富紀敬『フランスの不安定労働改革』

学位の種類 経済学博士
授与年月日 1987年10月31日

〔論文内容の要旨〕

(1) 本論文は、現代資本主義の危機において増大する不安定労働を、「新しい低賃金労働者」として評価する一部の見解を批判することを目的として、不安定労働者の状態を分析することを課題としたものである。

不安定労働者の状態分析に当たっては、不安定労働問題が現代資本主義に共通の問題としてとらえられる。そのことから、最近の労働法制の一連の「改革」によって制度的承認が進められるわが国の不安定労働問題と対比して、制度的に承認する場合にも一時的・例外的にしか認めない1981年以降のフランスにおける不安定労働の法的規制強化とその効果が吟味されるという方法を採用している。

なお、フランスの不安定労働の法的規制の吟味に当たっては、国際的最低労働基準を想定し、ヨーロッパ共同体の規制水準が制度の体系性と実効性の比較基準として設定され、国際比較に客観性が与えられようとしている。

(2) 本論文は、フランスの不安定労働に関する実態を労働関係の諸相にわたって調査分析するために、まず序章で不安定労働概念の検討がなされる。不安定労働概念の検討は、不安定労働そのものが制度的に承認されて普及したという実状から実体としての不安定労働者を確定し、その実体にたいし行政上使用される概念が立ち入って検討される。また行政上使用される概念の国際比較に当たっては、厳密な概念規定が必要であることが強調され、わが国の「労働者派遣事業法」の制定に当たって用意された「提言」や「調査会資料集」の認識と紹介の不正確さ恣意的な歪みが指摘・批判される。

つぎに第一章では、不安定労働が新たな展開をする社会経済的条件を明らか

にし、累積する失業のもとで不安定労働者の新しい展開が述べられる。不安定労働の新しい展開を規定する社会経済的条件は、資本の汎国家性が新しい展開をみせる局面で現代資本主義を形成する法・制度的枠組みのものと国家政策とその機能とかかわって明らかにされる。同時に国家政策の機能を左右する景気の動向が取り上げられ、労働改革が提起される背景が明らかにされる。

不安定労働者の階級の状態は、第二章では不安定労働者が契約と就業形態から分類され、派遣労働者・臨時労働者・パートタイマーの充用状況、賃金・労働条件、権利状況が明らかにされる。経済社会的低位性と不安定性をもって特徴づけられた不安定労働は、それが失業を基礎に発展してきたことと失業を拡大された規模で再生産する要因に転化することが明らかにされる。

第三章では失業と不安定労働とが相互に因果関係にあるものとしてとらえられ、不安定労働の制度的承認は失業問題の解決にならないことが、また不安定労働者の増大は失業者の減少につながらないことが統計的にも明らかにされる。また労働関係の一般的な法的規制緩和は、制度的に承認された不安定労働と失業との相互交流を促進することになり、不安定労働が基本的に失業問題であることが暴露されるという。

不安定労働の制度的規制の問題として、第四章では不安定労働者にたいする労働組合の対応とその経験が取り上げられる。すなわち均等待遇の保障、労働協約の充用と規制、不安定労働の正規契約への変更、不安定労働者の組織化についての労働組合の取り組みが紹介される。そのなかで労働関係における不安定労働者の個別的・集団的権利が、なによりも労働組合による組織化に依存することが指摘される。そしてこの個別的・集団的権利の実態をとおして、不安定労働の法的規制の体系性・実効性が点検される。

また第五章では不安定労働の法的規制を強化する制度改革が、改革の制度的基準をめぐる労資の政策対抗として論じられる。労働者派遣事業の事実上の容認および労使交渉と協約による充用制限を内容とするミッテランの労働改革にいたる過程が、労働組合間における政策方針の異同がみられるもとでどのように進んだのかということとともに明らかにされる。

第六章ではミッテラン政権によって改革された不安定労働の法的規制の実効性が、不安定労働者の正規・典型労働者化とそれが雇用創出にどれほどに貢献したかを基準として点検される。また改革の評価としては、法的規制強化が派遣労働者の充用制限，集団的権利の拡充，均等待遇への接近，職業紹介の公共化を実質化させる内容を含んでいること，充用企業における労働費用の増加と派遣企業の整理倒産をもたらしながら派遣労働者数を減少させ派遣労働者の正規化をすすめたことを指摘する。

終章の第七章では、1984年以降の不安定労働問題は、現代資本主義がその危機への対抗を示す「構造調整」のもとでいちだんと大きな問題となったことが指摘される。すなわち不安定労働の法的規制強化の実効性を否定するばかりか規制の後退すら招く問題状況が発生したとし、かかる状況のなかで既存の諸権利を維持することはもとより不安定労働に関する制度改革の新たな課題が発生したという。それとともにこの新たな課題にもとづく改革にとっては、労働者側の主体的条件の重要さが強調される。

そして本論文は、不安定労働の今後の展望として、最低労働基準の引き上げ、経済民主主義、不安定労働者の組織化の重要性を指摘し締めくくられる。

〔審査報告要旨〕

(1) 不安定労働ないし不安定労働者の分析に当たって、契約関係における非正規・非典型の労働関係にある労働者として不安定労働者を正規・典型のそれと同じ労働制度内に位置づけてとらえながらも、失業と不安定労働の相互交流が容易であるという雇用の不安定さが問題にされる。そして雇用・就業形態からくるこの不安定さが不安定労働者の「失業化」でしかないという実状に注目し、それを根拠に不安定労働者は相対的過剰人口の機能概念としてとらえられる。

さらに不安定労働の制度的承認が必ずしも失業率の減少をもたらさないことを実証しその意味を明らかにする。すなわち解雇制限をともなう雇用保障制度によって失業率が規定されるもとの、制度的に承認される不安定労働という形

態の失業者が増大するとし、それは産業予備軍の累積にほかならず、現代資本主義の「完全雇用」の破綻であることを主張している。失業についての経済学的概念の規定に若干の未整理を残しながらも、このようにして制度的に創出された不安定労働ないし不安定労働者の分析を、相対的過剰人口の領域に戻して解明することで経済学の問題とすることを可能にした点が評価できる。

(2) 不安定労働の制度的承認は、不安定労働者を非正規・非典型として形態的特殊性を認めながら正規・典型労働者と同じく使用者と対等・平等な労働関係の当事者とし、正規と非正規、典型と非典型的の労働関係に質的な差異を認めないことである。しかし正規と非正規、典型と非典型的の労働関係を同一の労働制度に統括するには、労働関係の契約的側面を重視し労働制度に契約的性格を強める調整が必要となる。これに対し不安定労働の法的規制は、正規と不正規、典型と非典型的の労働関係に質的な差異を認め、一時的・例外的にのみ不安定労働を許そうとするものである。しかも不安定労働を許すばあいにも、不安定労働者は正規・典型的の労働関係のもとにあるのと同じ権利状態に近づけられようとするが、こうしたことがその規制の内容である。

ところで不安定労働の制度的承認と法的規制をめぐる労資の対抗過程の分析は、制度的に承認するにしろ法的に規制するにしろ不安定労働を労働制度上労働関係を契約・協約制度のもとに置く以上は、不安定労働者が組織され団体交渉力を持ち得なければ対等・平等な労働関係は成立しないということを指摘している。しかも本論文はこのことを具体的事例にもとづいて明らかにした。

このように労使の自主交渉・自主決定を軸とする労働関係の「制度化」の実態を明らかにするとともに、それを批判する視点と方法が提示されていることを評価出来る。

(3) 不安定労働の制度的承認は、不安定労働を非正規・非典型的の労働関係として正規・典型的の労働関係と同一の制度内でとらえることであるので、正規・典型的の労働関係をもって形成されていたこれまでの労働制度の当初の機能とのあいだに齟齬を来すことになる。この齟齬はたとえば雇用保障制度との接点において、その制度の内容の変質にもなりかねない現れかたをする。すなわち一

時的・例外的にしか不安定労働を認めないという法的規制が緩和されるばあいには、不安定労働者の取り結ぶ契約期間は短縮され契約更改が妨げられることなど、不安定労働者の「失業化」がおきる。制度とかがかわるこのような実態から「失業の性格変化」を指摘し、制度改革が個々の労働者に与える影響のレベルにまで立ち入って解明している。このように本論文は、制度の運用の結果をも問題にし、その制度をそれが意図したところを実現しているかどうかにも踏み込んで分析している点が評価される。

(4) フランスのミッテラン政権が実施した不安定労働の法的規制強化は、不安定労働者の制度的承認が雇用創出に貢献し不安定労働者の「正規化」によって、創出された雇用の内容を確保し「完全雇用」を実現しようとするものであった。この改革の評価に当たって、本論文では、一つには国際的観点からの評価を意図し、しかも国際的最低労働基準を適用することで法的規制の国際比較に恣意を排除する。比較される法的規制は、労働制度上の差異はもとより労働制度の「改革」の進度の違いなどによって影響されている。したがってその厳密な比較のために共通の基準を利用することは、極めて重要であり意義深い。二つには改革の実際の効果を評価するばあいに、改革された制度の機能が労働関係にもたらした変化を問題にしている。それは集団の労働関係を規制するものとして労働運動に与える影響を分析しており、労働現場で労働運動が直面している困難な原因にせまるものとして評価される。

(5) なお不安定労働者数の計測に当たって、不安定労働の関係諸相について精密かつ周到な検討が加えられ、十分な資料の検索にもとづいた独自の推計結果が提示されていることが評価される。

(6) また我が国では、「労働者派遣事業法」をはじめとする最近の一連の労働立法改革が進行するもて多くの政策提言や批判がなされているが、提言、批判のいずれをおこなうにしても立法対象となるべき事実の実証分析を欠かすことは出来ない。本論文はその意味で今日緊急かつ重要な課題を取り上げたものと言える。

また本論文は、この課題を分析するに当たって、先進資本主義諸国の現局面

に共通に見られるところの、不安定労働の制度的承認によって分断された労働市場、構造化された労働関係を摘出し、そのもとでの契約と就業形態別の労働者の権利状況を取り上げている。さらにこれらの権利状況を規定する制度の基準をめぐる労使の対抗の現実過程をたどり、そこから法的規制強化による労働制度改革の課題と条件を全機構的に、いいかえれば社会政策論の領域において明らかにしている。

もちろん不安定労働者の社会的位置を制度上の位置にかかわるものとしてとらえる以上は、不安定労働者の社会的位置を根底において規定している労働組織・編成上の位置などなお明らかにすべき課題を残していると指摘しなければなるまい。以上述べたように若干の問題点があるにしても、そのことが本論文の評価を左右するものではない。

なお本論文の一部に組み入れられている紀要論文は、すでに学界で評価・褒賞されているものである。

本論文が数多くの外国語文献の利用と現地調査および現地政策担当者・研究者との交流のもとに作成されていること、また本論文の著者はすでに教職にあり外国書講読の経験もあることから語学試験は免除した。

審査委員会

立命館大学経済学部教授(主査)	戸木田 嘉久
立命館大学経済学部教授	清水 貞俊
立命館大学経済学部教授	三好 正巳